

遺産分割協議に当たって、「財産調査」
及び「財産目録」はどうか？

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士 安達 幸男

【ワークシート】

はじめに、今日のテーマである「遺産分割協議に当たって、「財産調査」及び「財産目録」をどうするか？」について、皆さんがどのような理解・認識を持っているかについて、確認させていただきます。YES、NO でお答えください。

1 全国のどこに預金があるかを調べることができる？

YES ・ NO

2 どの証券会社に株式・投資信託の口座があるかを調べることができる？

YES ・ NO

3 どの生命保険会社に保険契約があるかを調べることができる？

YES ・ NO

4 全国のどこに不動産を所有しているかを調べることができる？

YES ・ NO

5 ネット関係の資産があるかどうか調べることができる？

YES ・ NO

(目次)

○はじめに

- 1 「財産調査」の方法について
- 2 「財産目録」の作成について
- 3 遺産分割の考え方
- 4 相続税申告と遺産分割での違いで注意すべき点とは？

○最後に

○はじめに

家族の中の誰かが亡くなった場合、何をしなければいけないかがよく分からない方も多いようです。

まずは市役所から交付される「おくやみのしおり」に従って、役所関係の手続を一通り済んでから相続財産を探して遺産分割協議をすることになります。

最近では、ネットでの情報や書籍もたくさんありますので、それらを参考にし、自分で相続手続に必要な戸籍の収集や被相続人の遺産の財産調査を進める方もいるようです。

一方で、仕事で時間が取れない人や自分では分からない人は、専門家（行政書士など）に依頼する方もいます（ただし、相当の費用（遺産額にもよりますが30万円～50万円程度）がかかります。）。

以下では、自分で相続手続を行うとした場合、どのように相続財産を調査していくか、また、どのように「財産目録」を作成していくか、の2点について簡潔に説明してあります。

1 被相続人の「財産調査」をどうやって行うか？

(1) 預貯金の調査・残高照会

①まずは、自宅内に保管してある通帳、キャッシュカードなどを探して、取引のある金融機関で取引残高を確認します。

②最近では、通帳のないネット銀行の利用者も増えています。

ネット銀行は、家族でもその存在すら知らないと探すこともできませんし、取引があることが分かっていたとしても、取引口座情報、ログインID、パスワードなどが分からないと、取引の有無も照会できないことにもなります。

残された家族が困らないように、エンディングノートを活用して記録しておくことをおすすめいたします。

③高齢者のほとんどの方は、ゆうちょ銀行やJAとの取引がありますので、預金通帳がなくても、念のためお近くの支店窓口で取引の有無を確認するとよいでしょう。

④ゆうちょ銀行では、ゆうちょ銀行に持っている全ての貯金口座、金融商品の有無について無料で照会（現存照会）ができます。

調査結果は、「調査結果のお知らせ」で被相続人名義の預貯金の有無について回答があります。

⑤預金の残高照会に当たっては、「法定相続情報」（又は被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本すべて及び相続人の戸籍謄本でも可）、本人確認書類、預金通帳、印鑑証明書、実印などが必要になります。

⑥最近では、相続センターに郵送で請求することを求めてくる金融機関も増

えています（三菱UFJ銀行、大垣共立銀行など）。

- ⑦残念ながら、現在は被相続人と取引のあった金融機関のすべてを一括で照会・確認できるような仕組みはありません。

ただし、金融機関の口座とマイナンバーとが紐付けしてある方（付番制度）は、相続時に一か所の金融機関に被相続人の預貯金の確認をすることにより、全ての金融機関の口座が判明しますが、付番すること自体は任意となっています。今後の動向が注目されます。

(2) 証券会社の調査・取引残高照会

- ①株式や投資信託の保有については、証券会社から郵送される「**特定口座年間取引報告書**」、「**配当金支払通知書**」などの郵便物や、**預金通帳への株式の売却代金や配当金の振込の履歴**から、取引のある証券会社名や保有する株式が判明します。
- ②相続税申告が必要な方は、「**残高証明書**」を請求するに際して、評価額を記載してもらうように請求してください。証券会社の回答では、4つの時点での価格（相続があった日の終値、相続があった月の終値の平均、相続があった前月の終値の平均、相続があった前々月の終値の平均）について記載して回答してくれます。
- ③そもそも取引証券会社との取引の有無が不明なときは、証券保管振替機構に対して「登録済加入者情報の開示請求」をしますと、上場株式等に係る口座が開設されている取引のある証券会社、信託銀行が判明します（手数料が6,050円かかります。なお、「法定相続情報」を添付すると少し安くなります。）。

- ④株式や投資信託を相続する相続人の方が、相続した株式などを売却するに当たっては、まずは証券会社に自身の取引口座をつくることを求められます（口座作成までに1週間から1ヵ月くらいかかります。）。相続人の取引口座を作成して、この口座に相続した株式を移管するまでは、売却も一切できません。早めに口座を作成しておくことをおすすめします。

(3) 生命保険契約の照会

- ①自宅に保管されている「保険証書」を探します。

「保険証書」が見当たらない場合でも、生命保険会社からの定期的に送付される「契約内容の確認のお知らせ」（封筒）、「生命保険料控除証明書」（ハガキ）などの郵便物、預金通帳からの生命保険料の引落や確定申告書の生命保険料控除の記載内容などからも生命保険会社が判明します。

- ②それでも生命保険契約があるかどうかが判明しないときは、生命保険協会に照会しますと、全保険会社（わが国で営業する生命保険会社全42社）について、契約者及び被保険者で名寄せを行い、対象者に係る保険契約の有無の回答が得られます（手数料が3千円かかります、回答には1ヵ月くらいかかります。）。

- ③ゆうちょ銀行やJAとの預貯金取引のある方は、簡易保険やJAの生命保険の契約をしている可能性が高いので、念のため取引の有無を照会するとよいでしょう。

(4) 不動産の調査

- ①まずは、自宅にある「登記済み証（権利証）」、「登記識別情報（A4の1枚でパスワードが書いてある書類）」、「固定資産税の納税通知書」（毎年4

月頃に送付される。)を探します。

- ②市町村固定資産税課で、念のために被相続人の「名寄帳」を収集します。

「固定資産税の納税通知書」や「土地家屋の課税証明書」を参考にして調査をしても構いませんが、こちらの書類には、非課税の物件(公衆用道路、保安林など)や共有物件などは記載されていないこと(判明しないこと)もあるからです。

- ③残念ながら、現時点では、他市町村の所有不動産については、ピンポイントでこの市町村に不動産を所有しているという情報(手がかり)がないと把握することは困難です。

※相続登記の義務化(R6.4.1～)に伴い、令和8年4月からは、法務局において登記名義人の名寄せを行い、自己又は自己の被相続人となる者を登記名義人とする不動産の登記記録を証明する「所有不動産記録証明制度」ができる予定です。

- ④たまたま被相続人の田舎の実家の市町村に、先代での遺産分割が未了のため相続登記が未了のままとなっている土地などが残っていることもあります。

これらは、被相続人名義の不動産を調査しただけでは出てきません。被相続人から、田舎に相続未了の土地があると聞いていれば有力な端緒になります。先代の遺産分割がまだ未了であれば、先代の法定相続分に相当する持ち分に相当する金額が相続財産になりますのでご注意ください(先代名義の不動産の相続手続は、相続人を探すことも大変で、全員の同意を得ることも非常に困難です。)

⑤次に、入手した「名寄帳」や「固定資産課税証明書」を基にして、法務局で該当する物件について「登記事項証明書」を収集して、所有名義人、担保権設定の有無などを確認します。

なお、「登記事項証明書」は、インターネット（登録が必要です。）で収集した方が費用は安いのでお勧めです（法務局窓口での請求は750円、ネットでの請求は332円）。

⑥「登記事項証明書」を請求するときは、「共同担保目録」についても併せて請求してください。金融機関の担保に入っている他市町村の不動産についても記載があります。

⑦「未登記の建物」（市の固定資産税の課税はあるが、不動産の登記がされていない建物）も、相続の事案ではよく見かけます。登記する際の登録免許税を節約するため登記をしていないのですが、これも相続財産になります。

(5) デジタル資産の調査

①最近デジタル資産（ネット銀行、ネット証券、仮想通貨など）が多数出てきていますが、これらはその存在を示す何らかの記録がないとその存在すら分かりません。これらのデジタル資産は、相続手続きの窓口はすべてネットからとなっているものが多いようです。

②スマホやパソコンの「閲覧履歴」や「お気に入り」からその存在が分かることもありますが、IDやパスワードが分からないと解明（照会）することもできません。注意しないと、パスワードは間違えると、ロックがかかってしまうこともあります。

できればスマホの解約は、デジタル資産の有無が解明できてからにしましょう。

- ③対策としては、残された家族が困らないように、「エンディングノート」にデジタル資産の明細、ID、パスワードを記載しておくことがよいでしょう。また、高齢者の方は、早めに解約してしまうという方法もあります。

(6) その他の財産で漏れやすいもの

- ①被相続人名義のJAの建物更生共済契約については、契約上の権利（評価額は解約返戻金相当額）が相続財産になります。漏れやすいので注意します。

- ②JAや信用金庫の出資証券（出資金）は、当該金融機関との取引するに当たって出資を求められることがあります。金額は1万円から数万円程度しかありませんが、これも一応相続財産になります。

- ③「生命保険契約に関する権利」が相続財産になることがあります。相続税の申告書ではよく計上が漏れています。

具体的には、契約者、被保険者、受取人がB（Aの子）とする保険契約を締結している場合に、保険料を親Aが負担しているケースです。

A死亡時には死亡保険金が支払われないため気がつかないことが多いのですが、「生命保険契約に関する権利（解約返戻金相当額）」が相続により取得したものとして相続財産とみなされます。

- ④株式を保有している方は、年2回配当金がもらえます。配当金は、基準日（3月決算法人であれば3月31日）に株式を保有している方に配当金を受け取る権利（「配当期待権」）があり、6月の株主総会で配当金額等が決

定します。相続開始があった日が、基準日から6月の株主総会の日までの間にある場合、この「配当期待権」が相続財産となります。中間配当も同様です。

- ⑤貸金庫を利用（預金通帳の貸金庫利用料の引落で分かります。）している方は、貸金庫内に金地金、宝石などが保管されているケースもあります

※金地金の売買取引は、200g以上の売買取引については、売買業者は税務署に取引内容を通知することになっていきますので、相続税申告書では漏らしても税務署にバレてます。

- ⑥書画、骨とう、絵画については、ネット上では相当な金額で取引されていたとしても、買取専門業者に査定してもらうと、購入金額の10分の1以下というものがほとんどです。それでも一応は相続財産です。

- ⑦細かいものですが、市民税の還付金、後期高齢者医療給付金、後期高齢者保険料還付金、介護保険料の還付金なども相続財産になります。

また、生前に病院に入院していたときに支払われる医療保険の「入院保険金」（死亡後に支払われるもの）も相続財産になります。

2 「財産目録」を作成する場合の注意点

- ① 「財産目録」は、パソコンのエクセルで作成すると、修正が楽で計算誤りもなく便利です。
- ② 「財産目録」には、財産の評価額を記載します。
- ③ 「財産目録」に記載する金額は、預貯金は死亡日現在の残高金額、証券会社の株式・投資信託は死亡日現在の取引相場、解約金の金額など、不動産は

市役所の固定資産税評価額などで記載します。

※不動産の評価額については、固定資産税評価額のほか、国税庁の相続税評価額の路線価、③公示価額、④不動産会社の査定価額などの指標がありますが、相続人全員の合意があるなど相続争いの問題がなければ、「財産目録」に記載する評価額は固定資産税評価額を用いるのが便利です。ただし、相続人間で争いとなるケースは、業者の査定価額を用いることもあります。

- ④ 被相続人名義の預貯金については、相続開始の前後において相続人による多額の現金引出しがあった場合がよく問題になります。

引出をした相続人からその用途を聴取した上で、それでもなお用途不明金となっている現金については、相続人全員が合意すれば、合意した金額を相続財産に「現金」として計上して遺産分割の対象とすることもできます。

しかしながら、引出をした相続人が、正直にその辺りの事情や用途を言わないことも多く、明確な証拠がない場合は、最終的には、家庭裁判所での調停でも解明・解決ができなければ、別途民事訴訟で訴え（不当利得返還請求又は不法行為に基づく損害賠償請求）を提起するしかありませんので、かなりハードルが高く難しいことが多いでしょう。

3 遺産分割の考え方（遺産分割の実情）

- (1) よく遺産分割では、必ず民法が定めた法定相続分で分けなければならないか？という質問を受けます。

民法が定める法定相続分は、あくまでも目安にしかすぎません。この割合

に縛られなくても、相続人間で自由に決めることができます。

例えば、①長男が不動産を含めてすべての財産を相続する、②子の相続人の2人の間で7：3の割合で分ける、③土地は長男が相続し、二男及び長女は現金を代わりにもらう、④空き家となった実家を処分して預貯金も含めて平等に分ける、といったように自由に決めることができます。

もし相続人間の協議でまとまらなければ、最終的には、家庭裁判所へ調停を申し立てることになります。

家庭裁判所の調停では、あくまでも相続人間での話し合いによる合意を目指すものであり、話し合いがまとまらなければ、調停委員は法定相続分で分けることを前提に提案をしますので、自分の希望通りになる可能性は低いようです。

- (2) 相続分について、調停での事例で特に多いのが、特定の相続人から親の介護をしたという「寄与分」の主張、ある相続人は親から多額の生前贈与を受けていたという「特別受益」の主張がされるケースです。

いずれも法定相続分を修正（加算、減算）するものであり、相続人間で合意できれば、どのような金額として評価しても構いませんが、正直言って、なかなか相続人間では合意できないケースが多い、家庭裁判所の調停でもなかなか合意に至らないというのが実情です。

「寄与分」とは、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与（通常期待される程度を超える貢献）をした者がいるときに、その者に相当額の財産を取得させて相続人間の公平を図るものです。例えば、被相続人の介護をしていた、扶養をしていた、といった主張が多いようです。

「特別受益」とは、被相続人から生前贈与を受けていた者がいる場合、相続に際して、これを反映して分けないと不公平になることから、特別受益を持ち戻して(加算)この分を考慮して各相続人の相続分を算定するようにしています。

このような「寄与分」も「特別受益」も、あくまでもその事実を証明する証拠があることが必要ですので、残念ながら、古い話で何も記録が残っていない、いちいち介護の記録はつけていないので分からない、亡くなった親が知っているだけでわからない(相手方は知っているが残念ながら正直に言いません。)、なかなか認められることはありません。

- (3) もうひとつ最近の困った事例で多いのが、被相続人が田舎の地主で、相続人が子2人のケースにおいて、**長男はすべての不動産を取得すること(もちろん現金預金も相当額を取得したい)を希望するが、長女は、法定相続分に相当する現金を欲しいというケースです。**

このケースで問題となるのは、相続する預金がそれほど金額的に多くない(自己の預金もそれほどない。)ので、そもそも長男が長女に対して代償金となる現金を支払えないといったことです。

また、代償金の金額を算定する場合の土地の評価額をいくらとして計算するかも問題になります(相続税評価額で算定するのか、時価で算定するのか、現金でもらう相続人としてはできるだけ土地を高く評価すると代償金が多くなります。)。

春日井市では土地の評価額(路線価)も相当な金額になりますので、納付する相続税の金額も相当な金額となりますので、土地を相続する長男は、長

女に代償金を支払うと自身の相続税を支払えないといったこともあります。

そうすると、長男は、相続した土地の一部を処分して、長女に対して代償金を支払い、その上で残ったお金から相続税を支って、さらに翌年には土地を譲渡した所得税・住民税・国民健康保険料（自営業者）を支払うといったことにもなりかねません。せっかく相続した先祖代々の土地も一部が処分してなくなってしまいます。

事前に対策をするとしても、長男を受取人とする生命保険契約に加入する、長男にすべての財産を相続させる旨の遺言書を書いておく（ただし、長女には遺留分があります。）、といったことくらいしかありません。

まずは、相続税額の試算をして、現在ある預貯金等で相続税を支払うことができるのか、財産の大半を取得する長男に他の兄弟姉妹に対して代償金を支払う資金があるのか、といったことを試算しておくことが非常に重要になります。

(4) もう一つ遺産分割では問題となることがあります。

それは、ある事情があって、そもそも遺産分割協議ができないといったケースです。最近の相談事例から見ると、以下のようなケースで、よく問題になります。

- ① 残された親が高齢で認知症に罹っており、介護施設に入所している。
- ② 子の中に精神・知的障害者がいる。
- ③ 子の中に海外に居住する者がいる。

①、②は、いずれも相続人の判断能力（法律上有効に契約や遺産分割ができる能力のこと）の有無が問題となっているケースであり、相続人に判断能

力がなければ法定後見人を選任するしかありません。

ただし、法定後見人を選任することのデメリットは、家族が法定後見人に選任されるとは限らず、専門家(弁護士、司法書士など)が選任されるため、遺産分割では必ずその者に法定相続分を確保する必要があること、また、被法定後見人が死亡するまで毎月数万円の報酬を支払い続けることが必要であることです。

これを回避するには、認知症が悪化する前に、家族のうちの誰かと任意後見契約を締結しておく方法がありますが、この方法によっても家族が被後見人の財産を自由にできるわけではありません。また、認知症が悪化して判断能力が亡くなった場合は、家庭裁判所で任意後見監督人を選任する必要があり、やはりこの任意後見監督人に対する報酬を支払う必要があります。しかしながら、長寿となった現代社会では認知症のことを考えると、様々な手続について代理人となれる任意後見契約は十分なメリットがあり、元気なうちに親と子との間で任意後見契約を締結しておく意味はあります。

精神・知的障害者の子については、子が18歳未満であれば親が任意後見人となって財産管理を行う方法も可能となります。ただし、遺産分割の場面では、親が子の任意後見人という立場と相続人という立場があり法律上は利益相反となるので、子のために特別代理人を選任(親戚の人になってもらう。)することが必要となります。これに対して、子が既に18歳を超えていると、残念ながら法定後見人を選任するよりほかに方法がありません。

解決策としては、公正証書で遺言書を作成する方法しかありません。ただし遺言書を書くとしても、財産を管理できない障害のある子にどれだけの財

産を与えるのか、その子の財産を誰が代わりに管理するのか、といった悩ましい問題もあります。

③の海外居住者がいるケースでは、遺産分割協議そのものは電話・メール・ズームや書面のやりとりといった方法で可能となりますが、日本に居住していないので、印鑑証明書や住民票に代わるものとして、署名証明（サイン証明）や在留証明を領事館等で取得する必要があります。書類のやり取りを含めて時間と手間がかかることがありますので、急いで預金を解約したりすることができなかつたり、相続税の申告期限までに間に合わないことがあるかもしれません。

こちらの対策としては、遺産分割協議をしなくても済むように、公正証書で遺言書を作成しておく方法があります。

いずれにしても、現状の家族関係から見て問題がありそうであれば、早めに専門家に相談しておく必要があります。

4 相続税申告と遺産分割の違いで注意すべき点とは？

相続税申告書に記載してある財産の内容と、遺産分割協議の対象となる財産の内容とでは、下記の表のような違いがあります。

下記の表における違いを踏まえると、遺産分割をするに当たっては、相続税法の取扱いと遺産分割の取扱いが異なることに注意しなければなりません。

特に、次の3点には注意しましょう。

- ① 遺産分割では、特定の相続人が取得する不動産の評価額（この評価額をベースに代償金の金額を決める。）でもめることが多いようです。

代償分割という形で遺産分割を決める場合、代償金の金額をいくらにするかでもめることが多いようです。不動産の評価額を、相続税評価額をベースにすれば、支払う者にとっては金額が安くなりますが、時価をベースにすればもらう者にとっては高くなります。不動産の評価額については、何を基準に、いくらとするかは相続人間の合意によって決めますが、なかなか合意できないことが多いようです。

② 生前に多額の贈与があった場合も、相続税法と遺産分割では、遺産に持ち戻す贈与の範囲や贈与財産の評価額をいくらとみるかについて考え方が異なりますので注意が必要です。

③ 複数の相続人が、小規模宅地等の特例の適用が可能な土地を取得した場合には、相続人のうちの誰がこの特例を適用するかについて、もめることもあります。その理由は、この特例を適用した者が相続税を大幅に節税できるからです（居住用宅地であれば 330 m²まで△80%減額、貸付用宅地であれば 200 m²まで△50%の減額となります。）。合意が難しければ、平等に適用する道を選択するしかありません。

したがって、いずれにしても相続税の負担を加味（いろいろなパターンで相続税額を試算）して遺産分割協議書を作成することが必要になりますので、税務と法務に精通した税理士に相談（依頼）した方がよいでしょう。

（まとめ）

区 分	相続税申告書	遺産分割
対象財産	死亡時に存在する財産	遺産分割時点で存在する財産

基準となる時点	死亡時	遺産分割時
財産の評価方法	相続税法評価通達に従う。土地は路線価方式、倍率方式。	時価（ただし、当事者間で争いがない場合は決めた金額）
生前贈与の取扱い （持ち戻しの範囲、金額）	<p>暦年贈与は3年から7年以内のものは加算する（4年ないし7年以内のものは合計から100万円を控除します。）。</p> <p>相続時精算課税贈与はすべて加算する（ただし、基礎控除110万円あり。）。</p> <p>加算する金額は、贈与時の価額（相続税評価通達に基づく価額）となります。</p>	<p>特別受益（婚姻、養子縁組、生計の資本としての贈与で通常の扶養義務の範囲を超えるもの）に該当するものすべて加算する。</p> <p>加算する金額は、相続開始時の金額（時価）となります。</p>
死亡生命保険金、死亡退職金の取扱い	これらは、相続税法上は「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。ただし、相続	これらは、契約、規約で定められた者が取得する固有の財産となりますので、相続人相続財産

	人がこれらを取得した場合には、非課税規定（500万円×法定相続人の人数）があります。	や特別受益には該当しません。したがって、遺産分割の対象にはなりません。
--	--	-------------------------------------

○まとめ

今日は、遺産分割をするに当たって、財産調査をどのように進めるのか、遺産分割の話合いのもとになる「財産目録」をどのように作成するのか、といった点を中心にお話しし、その後の遺産分割の考え方や問題となる事項を見てきました。

今日お話しした内容を、相続対策を考える場合の参考にしてください。

本日はご清聴ありがとうございました。